

滋賀県人事行政の運営等の状況公告

滋賀県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年滋賀県条例第1号）第2条および第3条の規定に基づき任命権者および人事委員会から報告を受けたので、同条例第4条の規定により、人事行政の運営の状況の概要および人事委員会の業務の状況を公表する。

平成22年9月30日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

第1 人事行政の運営の状況の概要

1 採用、退職および昇任ならびに職員数の状況

(1) 人員の削減等

ア 削減期間

平成20年4月から平成22年4月まで

イ 削減対象

知事部局、行政委員会事務局、学校以外の教育機関、県立学校(教育職を除く。)、警察本部(警察官を除く。)

ウ 削減目標

平成19年4月を基準として300人以上

エ 進捗状況

平成22年4月1日現在 302人削減

(上記のほか、平成17年度から平成19年度までの間で347人の人員削減を行っています。)

(2) 部門別職員数の状況等(職員数は、各年4月1日現在のものです。)

(単位：人)

		職員数		対前年増減数	主な増減理由
		平成21年度	平成22年度		
一般行政部門		3,219	3,134	85	事務事業の合理化、財政構造改革プログラムによる公共事業の減少に伴う減、地球温暖化対策、地域医療再生および観光振興の体制強化に伴う増等
教育部門 (教育委員会教育長を含む。)		11,664	11,612	52	全国高校総体の終了、事務事業の見直しに伴う減等
警察部門		2,514	2,516	2	県民の安全対策のための体制強化に伴う増
公営企業部門	病院	898	928	30	閉鎖病棟の再開に伴う増等
	水道その他	176	169	7	財政構造改革プログラムによる公共事業の減少に伴う減等
合計		18,471	18,359	112	

(注1) 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員等を含み、臨時的任用職員および非常勤職員を除きます。

(注2) 一般行政部門には、知事の事務部局(公営企業部門を除く。)、議会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局および収用委員会事務局を含みます。

(3) 職員の採用・退職・再任用者数

(単位：人)

任命権者の別 区分		知事部局、議会議務局 および行政委員会事務局	教育委員会		警察本部		企業庁	病院事業 庁	合計
			教育職	その他	警察官	その他			
採用	平成21年4月2日 ～ 平成22年3月31日	24	0	0	24	3	0	14	65
	平成21年4月1日	72	438	22	62	10	2	79	685
	合計	96	438	22	86	13	2	93	750
退職	平成21年4月1日 ～ 平成22年3月30日	17	22	3	21	1	0	26	90
	平成22年3月31日	142	470	33	49	16	1	36	747
	合計	159	492	36	70	17	1	62	837
再任用		83	50	22	2	6	1	5	169

(4) 異動および昇任の状況

ア 知事部局、議会議務局および行政委員会事務局（平成22年4月定期人事異動）（単位：人）

	部長級	次長級	課長級・ 参事級	課長補佐級・ 主幹級	副主幹級・ 主査級	一般職員級	合計
異動者数	10	35	231	447	481	272	1,476
うち昇任者数	7	13	60	120	94	-	294

イ 教育部門（平成22年4月定期人事異動）

(単位：人)

	校長級	教頭級	主幹教諭級	教諭級	実習助手級	合計
異動者数	169	214	13	1,509	3	1,908
うち昇任者数	60	76	13	0	0	149

ウ 警察部門（平成22年3月定期人事異動）

(単位：人)

	警視およびこれに 相当する職		警部および これに相当 する職	警部補およ びこれに相 当する職	巡査部長お よびこれに 相当する職	巡査および これに相当 する職	合計
	部長・ 参事官級	課長・ 管理官級					
異動者数	19	79	158	227	188	132	803
うち昇任者数	7	17	29	64	83	-	200

2 給与および休暇に関する状況

(1) 人件費の概要（平成21年度普通会計決算見込）

区 分	歳出額 A	人件費 B	人件費率 (B / A)
21年度	522,505,675 千円	171,938,918 千円	32.9 %

(注) 人件費は、給料、諸手当のほか、共済費、災害補償費および特別職の給料・報酬等を含みます。

(2) 職員給与費（平成22年度普通会計予算）

区 分	職 員 数 (A)	給 与 費				一人当たり 給 与 費 (B / A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
22年度	17,261人	77,734,858 千円	17,538,471 千円	30,280,482 千円	125,553,811 千円	7,274千円
		61.9%	14.0%	24.1%	100.0%	

(注) 職員手当には、退職手当を含みません。

(3) 特別職の給料等

給料月額	知 事	1,016,400	円	(減額前	1,320,000	円)
	副知事	884,000	円	(")	1,040,000	円)
報酬月額	議 長	936,000	円	(減額前	1,040,000	円)
	副議長	819,000	円	(")	900,000	円)
	議 員	781,200	円	(")	840,000	円)
期末手当	知 事 副知事	6 月期		1.45	月分	
		1 2 月期		1.65	月分	
		計		3.1	月分	
	議 長 副議長 議 員	6 月期		1.45	月分	
		1 2 月期		1.65	月分	
		計		3.1	月分	

(注1) 平成21年4月1日から、知事については給料の23%と期末手当の20%の削減を、副知事については給料の15%と期末手当の10%の削減をしています。また、議長等の報酬についても平成17年4月1日から議長10%、副議長9%、議員7%の削減をしています。これらの特別職については、平成20年度から期末手当の加算部分の10%の削減も併せて実施しています。(知事および副知事の給料の削減については、平成21年4月から削減率を拡大しました。)

(注2) ()内の数字は、削減しない場合の額で、平成8年4月1日に改定されたものです。

(4) 一般職員の給料等

ア 平均給料および平均年齢（平成22年4月1日現在）

区分	行政職職員		警 察 官		高等学校の教員		小・中学校の教員		技能労務職員	
	平均 給料月額	平均 年齢	平均 給料月額	平均 年齢	平均 給料月額	平均 年齢	平均 給料月額	平均 年齢	平均 給料月額	平均 年齢
県	346,487 円	43 歳 6 月	332,687 円	39 歳 6 月	397,426 円	45 歳 1 月	377,590 円	43 歳 5 月	333,287 円	51 歳 5 月
国	325,579 円	41 歳 11 月	(注)平成 20 年 4 月 1 日から、給与構造改革による現給保障の範囲内で職階に応じて給料の 6 ~ 1.5%削減を実施しています。							

イ 初任給および採用 2 年後の給料 (平成 22 年 4 月 1 日現在)

区 分		県		国	
		決定初任給	採用 2 年経過日 の給料額	決定初任給	採用 2 年経過日 の給料額
行政職職員	大学卒	178,800 円	190,300 円	181,200 円 172,200 円	194,600 円 180,600 円
	高校卒	144,500 円	154,400 円	140,100 円	145,900 円
警 察 官	大学卒	204,500 円	220,100 円	187,500 円	199,000 円
	高校卒	172,000 円	185,300 円	158,100 円	166,600 円
高等学校 の 教 員	大学卒	199,700 円	212,300 円		
小・中学校 の 教 員	大学卒	199,700 円	212,300 円		

ウ 経験年数別・学歴別平均給料月額 (平成 22 年 4 月 1 日現在)

区 分		経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年
行政職 職 員	大学卒	270,259 円	313,617 円	365,701 円
	高校卒	221,391 円	269,250 円	308,388 円

(5) 行政職職員の級別人員 (平成 22 年 4 月 1 日現在)

区 分	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級
標準的な 職務内容 (代表的な職 名)	部 長	部次長	本庁の課長	参 事 課長補佐 (困難)	課長補佐 主 幹 (困難)	主 幹 副 主 幹 (困難)	副主幹・ 主査 主任主事・ 主任技師 (困難)
職 員 数	16 人	53 人	140 人	596 人	360 人	833 人	911 人
構 成 比	0.5%	1.5%	4.0%	17.2%	10.4%	24.1%	26.3%

区 分	2 級	1 級	計
標準的な職務内容 (代表的な職名)	主任主事・主任技師 主事・技師 (高度)	主 事 技 師	
職 員 数	341 人	214 人	3,464 人
構 成 比	9.8%	6.2%	100.0%

(注1) 滋賀県職員等の給与に関する条例(昭和32年滋賀県条例第27号)に基づく行政職給料表の級区分による職員数です。

(注2) 教育部門、警察部門に勤務する行政職給料表適用職員を含みます。

(注3) (困難)とは「困難な業務」を、(高度)とは「高度な知識経験を必要とする業務」を示します。

(6) 職員手当の種類および内容

職員には、給料のほかに手当が支給されます。

平成22年4月1日現在における主な手当の制度は、次のとおりです。

種 類	内 容	
毎月決まって支給されるもの	地域手当	給料、扶養手当および管理職手当の合計額に県内5%、東京都の特別区16.5%を乗じた額
	扶養手当	配偶者13,000円、その他各6,500円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子各5,000円加算
	住居手当	[借家借間居住者] 月額9,000円を超える家賃を支払っている職員に対し、100円から30,000円 [持ち家居住者] 月額3,400円
	通勤手当	[交通機関等利用者] 運賃等相当額を支給(6箇月の定期券を基礎とする額により支給) [交通用具使用者] 自動車・バイク等の別および通勤距離に応じて2,500円から31,100円 駐車場利用料金の2分の1の額(上限3,500円)
	その他	管理職手当、初任給調整手当、単身赴任手当等
勤務した実績に応じて支給されるもの	特殊勤務手当	著しく危険、不快、不健康または困難な勤務についたときに支給される手当(51種) (全職員に占める手当支給職員の割合 36.1%、支給対象職員1人当たりの平均支給月額11,170円(平成21年度実績)) [支給額の多い手当] 教員特殊業務手当、犯罪予防および捜査ならびに被疑者逮捕作業の手当、教育業務連絡指導手当 [多くの職員に支給されている手当] 教員特殊業務手当、教育業務連絡指導手当、犯罪予防および捜査ならびに被疑者逮捕作業の手当
	時間外勤務手当	職員1人当たりの平均支給月額 47,361円(平成21年度実績。一般行政・警察を含む。)
	その他	宿日直手当等

その他	期末・勤勉手当	民間のボーナス、賞与等に相当する手当として、年間4.15か月分を2回に分けて支給				
	退職手当	区 分	勤続年数			最高限度
			20年	25年	35年	
		自己都合	23.5月分	33.5月分	47.5月分	59.28月分
		定年・勸奨	30.55月分	41.34月分	59.28月分	59.28月分
		その他の加算措置	早期退職特例措置 2%～20%加算			
(注)平成21年度の1人当たり平均支給額は、定年・勸奨の場合で2,712万円、自己都合などの場合で778万円です。						

(注)平成20年4月1日から給料を算定基礎にする手当(時間外勤務手当など)については、(4)ア(注)の給料の削減と同様の削減を行っているほか、期末・勤勉手当については、これに併せて加算部分の10%の削減も行っています。また、管理職手当については、平成21年4月1日から15%～25%の削減を行っています。(平成20年度は、10%～15%の削減)

(7) 年次有給休暇の使用状況(平成21年1月1日～平成21年12月31日)

任命権者の別	(a) 総付与日数	(b) 総取得日数	(c) 対象職員数	(b)/(c) 平均取得日数	(b)/(a) 取得率
知事部局	114,588.0日	32,619.3日	2,938人	11.1日	28.5%
教育委員会	445,887.1日	121,634.3日	11,381人	10.7日	27.3%
警察本部	93,740.0日	15,412.6日	2,362人	6.5日	16.4%
議会事務局および その他の行政委員会事務局	1,947.0日	575.0日	49人	11.7日	29.6%
企業庁	2,476.5日	773.6日	63人	12.3日	31.2%
病院事業庁	33,583.5日	6,920.1日	870人	8.0日	20.6%

(注)知事部局には、労働委員会事務局および収用委員会事務局を含みます。

(8) 育児休業、部分休業および育児短時間勤務の取得状況(平成21年度) (単位:人)

部 門 (任命権者)	平成21年度中の育児休業状況 (全職員)						平成21年度中に新たに育児休業が取得可能 となった職員の育児休業状況							
	育児休業 取得者数		部分休業 取得者数		育児短時間 勤務者数		育児休業 対象者数		育児休業 取得者数		部分休業 取得者数		育児短時間 勤務者数	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
知事部局	2	68	1	45	0	11	80	35	0	35	0	0	0	0
教育部門	4	468	0	24	0	4	136	196	3	196	0	0	0	0

警察部門	0	27	0	0	0	0	130	13	0	13	0	0	0	0
行政委員会事務局 (教育・警察除く。)	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
企業庁	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
病院事業庁	0	77	0	54	0	14	17	44	0	44	0	0	0	0

(注) 知事部局には、労働委員会事務局および収用委員会事務局を含みます。

3 分限および懲戒処分状況

(1) 分限処分状況(平成21年度)

ア 職員の意に反する降任・免職状況

(単位:人)

任命権者の別	勤務実績がよくない場合		心身の故障のため職務遂行に支障がある場合		職に必要な適格性を欠く場合		廃職または過員を生じた場合		計
	降任	免職	降任	免職	降任	免職	降任	免職	
知事部局	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
警察本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0
議会事務局およびその他の行政委員会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
病院事業庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 知事部局には、労働委員会事務局および収用委員会事務局を含みます。

イ 休職処分状況

(単位:人)

任命権者の別	心身の故障のため、長期の休養を要する場合	刑事事件に関し起訴された場合	学術に関する研究等に従事する場合	災害等により行方不明になった場合
知事部局	35	1	0	0
教育委員会	88	0	0	0

警察本部	12	0	0	0
議会事務局およびその他の行政委員会事務局	0	0	0	0
企業庁	0	0	0	0
病院事業庁	19	0	0	0
合 計	154	1	0	0

(注) 知事部局には、労働委員会事務局および収用委員会事務局を含みます。

(2) 懲戒処分の状況(平成21年度)

(単位:人)

任命権者の別	免 職	停 職	減 給	戒 告
知事部局	1	0	1	2
教育委員会	3	3	1	0
警察本部	0	3	0	1
議会事務局およびその他の行政委員会事務局	0	0	0	0
企業庁	0	0	0	0
病院事業庁	0	0	0	0
合 計	4	6	2	3

(注) 知事部局には、労働委員会事務局および収用委員会事務局を含みます。

4 人材育成に関する状況

(1) 人材育成基本方針の概要(知事部局)

ア 趣旨

市町村合併の進展、厳しい財政状況など、本県を取り巻く諸情勢は大きく様変わりし、これまでの経験や前例が参考にならない、モデルのない時代を迎えています。

今後は、国からの指示や通達を抛り所に、決められたとおり事務を処理する従来のスタイル(従属・他律型)から脱却し、地域の課題をくみ上げ、創造的な施策を立案し、効率的、効果的に実施していく新たなスタイル(自律型)への転換が必要です。

人材育成基本方針は、人こそが最大の経営資源であるという認識のもと、組織の目標に向かって職員が持てる力を最大限に発揮できる仕組みを作るための人材戦略であり、人材育成のマスタープランです。

イ 目指す職員像

この方針では、目指す職員像を「滋賀への熱い思いと改革精神にあふれた自律型人材」とし、具体的には、次に掲げる職員像を目指しています。

(ア) 滋賀を愛し、地域の未来を創造する意欲にあふれた職員

(イ) 改革精神を持ち、地域経営の視点で行動する職員

(ウ) 使命感と目標を持って自律的に行動し、自ら成長する職員

ウ 自律型人材育成制度の導入

自律型人材の育成のため、自律型人材育成制度を段階的に導入することとし、課長補佐級以上の職員を対象に実施しています。

この制度は、職員自身が個人目標を設定し、自らの役割と責任を自覚し、チャレンジ精神や創意工夫を発揮しながら自律的に職務を遂行するとともに、職務遂行における職員の強みや弱みを把握して能力開発や人材育成を効果的に行うことを目的としたものです。

(2) 主な研修の実績等（平成21年度）

ア 知事部局

(ア) 研修機関による研修

名 称	目 的 お よ び 概 要	参加者数
階層別研修	職員としての基本的資質・階層に応じた能力の養成を図る。	925 人
選択科目研修	職員の自己改革や自律的な能力開発を支援するため、個別具体的な能力開発をめざす。【階層別研修の選択科目】 職務遂行上必要とされる能力の向上を図る。【所属長推薦枠】 (政策法務能力、コミュニケーション能力、政策形成能力等)	493 人
職場支援研修	各職場の業務運営が円滑に遂行されるよう共通する課題の解決を図る。 (ブラザー・シスター研修、育児休業者職場復帰研修)	304 人
指導者養成研修	政策研修センター研修における内部講師および職場の研修リーダーとなる「研修指導者」の養成を図る。 (人権問題研修指導者養成研修、接遇指導者養成研究会)	33 人

(イ) 外部機関への派遣その他の研修

名 称	目 的 お よ び 概 要	参加者数
職員派遣研修	専門知識の習得および政策形成能力の向上を図るとともに、県政運営に役立てるため、国、他府県、市町、民間企業、自治大学校等の県以外の組織に職員を一定期間派遣した。	19 人

イ 教育部門

(ア) 研修機関による研修

名 称	目 的 お よ び 概 要	参加者数
ステージ研修	経験年数に応じて、必要な基本的知識、専門的スキルを養い、新しい時代のニーズに対応できる教職員としての資質能力の向上を図る。	10,231 人
マネジメント研修	管理職や学校組織の中核となる教員としての見識を高め、学校経営能力の向上を図る。	1,380 人
職務研修	職務に応じた基本的知識、技能等を養い、専門職としての指導力の向上を図る。	2,276 人

(イ) 外部機関への派遣その他の研修

名 称	目 的 お よ び 概 要	参加者数
中央研修講座派遣	校長、中堅職員等の学校管理・運営、学習指導等の諸問題に関する識見を高め、指導能力の向上を図るため、独立行政法人教員研修センター主催の教職員中央研修講座に派遣した。	42 人

短期海外派遣研修	次代を担う青少年を育成する教員に諸外国の教育文化および社会等の実状を視察させ、国際的視野に立った識見を高め、国際理解教育の中核となる教員を養成するため、教員研修センター主催の教職員海外派遣研修に派遣した。	30人
民間等派遣研修	現職教員に学校と異なる組織で自らの教育観・指導観を見つめ直させ、教育現場において活用すべき点を吸収させ、教員の資質・指導力を向上させ、併せて教育そのものの活性化を図るため教員を民間企業等へ派遣した。	30人

ウ 警察部門

(ア) 研修機関による研修

名 称	目 的 お よ び 概 要	参加者数
採用時教養	採用者に対し、基本的教養を実施し、警察官または一般職員としての資質の育成を図る。(初任科教養、初任補修科教養、一般職員初任科教養等)	127人
昇任時教養	昇任者に対し、幹部としての意識付けおよび職責を果たす上で必要不可欠な知識・技能等の修得を図る。(警部補任用科教養、巡查部長任用科教養等)	29人
部門別教養	各部門担当者に対し、担当する部門に必要な専門的知識・技能等の修得を図る。(部門別任用科教養、専科教養等)	393人

(イ) 外部機関への派遣その他の研修

名 称	目 的 お よ び 概 要	参加者数
昇任時教養	昇任者に対し、幹部としての意識付けおよび職責を果たす上で必要不可欠な知識・技能等の修得を図るため、近畿管区警察学校および警察大学校における教養を受けさせた。(警部任用科教養、警部補任用科教養、巡查部長任用科教養等)	122人
部門別教養	各部門担当者に対し、担当する部門に必要な専門的知識・技能等の修得を図るため、近畿管区警察学校および警察大学校における教養を受けさせた。(管区専科教養、警察大学校専科教養等)	127人
語学研修	捜査等に必要各言語についての知識・技能の修得を図るため、国際捜査研修所における研修を受けさせた。	2人

5 勤務成績の評定の状況

地方公務員法では、公務能率を増進させることを目的に、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講ずることとされていますが、各任命権者における取組は以下のとおりです。

(1) 知事部局

人材育成、適材適所の人事配置等を目的として、目標管理と能力評価による自律型人材育成制度を構築し、課長補佐級以上の職員を対象に実施しています。

(2) 教育委員会

県立学校および市町村立小中学校では、現在、目標管理と業績評価による新しい人事評価制度を導入するため、全校で試行をしています。

(3) 警察本部

地方警務官を除く職員を対象に能力評価と業績評価等による勤務成績の評定を行っています。

6 福利厚生に関する状況

(1) 職員の健康管理に関する主要事業の実施状況（平成21年度）

名 称	対 象 者	受 診 者 数 (人)		
		知事部局 企業庁 病院事業庁 行政委員会事務局 (教育委員会事務局 を除く。)	教育部門 (教育委員会事務局 を含む。)	警察部門
雇入時健康診断	新規採用者（採用内定者）	167	334	77
定期健康診断	全職員	4,896	4,756	2,437
生活習慣病健診	年齢・性別等により定める職員等	1,882	-	2,608
その他の健康診断	特定の業務に従事する職員	2,990	883	1,338

（注）教育部門の定期健康診断、生活習慣病健診、その他の健康診断には、市町立学校の職員の受診者数を含みません。

(2) 職員の福利厚生事業の実施状況

職員の福利厚生事業については、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第42条に基づいて実施しています。

知事部局においては、滋賀県職員互助会に関する条例（昭和31年滋賀県条例第34号）に基づき、財団法人滋賀県職員互助会が福利厚生事業を行っており、教育委員会および警察本部においても、同様に、財団法人滋賀県教職員互助会および財団法人滋賀県警察職員互助会が福利厚生事業を行っています。

各互助会は、会員の掛金その他の収入をもって、福利厚生事業を実施しており、その運営状況は、県のホームページで公表しています。

項 目	互助会			
	職員互助会	教職員互助会	警察職員互助会	
会員数(人)平成21年4月1日現在	5,023	11,296	2,581	
平成22年4月1日現在	4,950	11,336	2,573	
掛金額(千円)	平成21年度	142,742	531,381	77,952
平成22年度	136,932	427,444	78,296	
補助金の額(千円)	平成21年度	0	0	0
平成22年度	0	0	0	0
職員1人あたり	平成21年度	0	0	0
補助金額(円)	平成22年度	0	0	0

（注）職員1人あたり補助金額は、補助金の額から事務費および人件費を控除し算出しています。

(3) 公務災害および通勤災害の認定件数（平成21年度）

任命権者の別	公務災害	通勤災害	計
知事部局	12	4	16
教育委員会	65	3	68
警察本部	48	2	50
議会事務局およびその他の行政委員会事務局	0	0	0
企業庁	0	0	0
病院事業庁	6	1	7
合 計	131	10	141

第2 平成21年度 人事委員会の業務の状況

1 職員の競争試験および選考の状況

地方公務員法（昭和25年法律第261号）および職員の任用に関する規則（昭和30年滋賀県人事委員会規則第2号）の規定に基づき、平成21年度に実施した競争試験および選考試験の状況は、次のとおりです。

なお、病院事業庁の医師、看護師等の選考による採用の権限を、平成18年11月2日から病院事業庁長に委任しています。

(1) 競争試験

ア 上級試験

区 分	採用予定 人 員	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受 験 率 %	1次試験 口述対象 人	1次試験 合格者数 人	最 終 合格者数 人	最 終 競争率 倍	採用者数 人
行 政	28人程度	(158) 572	(126) 456	79.7	(39) 145	(18) 59	(11) 28	16.3	(11) 27
環境行政	2人程度	(9) 43	(8) 32	74.4	(2) 10	(2) 7	(1) 3	10.7	(1) 3
警察事務	7人程度	(53) 118	(43) 93	78.8	(9) 25	(7) 13	(4) 7	13.3	(4) 7
化 学	1人程度	(13) 45	(9) 34	75.6	(1) 6	(1) 4	(1) 1	34.0	(1) 1
農 業	1人程度	(6) 24	(6) 19	79.2	(1) 6	(1) 4	(1) 1	19.0	(1) 1
水 産	1人程度	(4) 21	(3) 16	76.2	(0) 6	(0) 3	(0) 1	16.0	(0) 1
建 築	1人程度	(9) 21	(5) 16	76.2	(2) 6	(1) 3	(0) 1	16.0	(0) 1

総合土木	9人程度	(4) 54	(4) 39	72.2	(1) 18	(1) 12	(1) 9	4.3	(1) 9
計		(256) 898	(204) 705	78.5	(55) 222	(31) 105	(19) 51	13.8	(19) 50

(注)()は女性の数を内数で示します(以下同じ。)

イ 初級試験

区 分	採用予定 人 員	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受 験 率 %	1次試験 合格者数 人	最 終 合格者数 人	最 終 競 争 率 倍	採用者数 人
一般事務	2人程度	(14) 28	(14) 28	100.0	(4) 9	(1) 2	14.0	(1) 2
警察事務	4人程度	(14) 22	(12) 20	90.9	(5) 12	(2) 4	5.0	(2) 4
計		(28) 50	(26) 48	96.0	(9) 21	(3) 6	8.0	(3) 6

ウ 小・中学校事務職員採用試験

区 分	採用予定 人 員	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受 験 率 %	1次試験 合格者数 人	最 終 合格者数 人	最 終 競 争 率 倍	採用者数 人
小・中学校 事務職員	12人程度	(61) 114	(49) 87	76.3	(14) 35	(9) 13	6.7	(7) 9

エ 警察官(男性)採用試験

区 分	採用予定 人 員	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受 験 率 %	1次試験 合格者数 人	最 終 合格者数 人	最 終 競 争 率 倍	採用者数 人	
県 内	A	約42人	697	427	61.3	251	48	8.9	40
	B	約13人	126	100	79.4	49	12	8.3	12
計		823	527	64.0	300	60	8.8	52	
県 外	A	若干人	-	42	-	23	1	42.0	1
	B	若干人	-	70	-	47	9	7.8	6
計		-	112	-	70	10	11.2	7	

オ 警察官(女性)採用試験

区 分	採用予定 人 員	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受 験 率 %	1次試験 合格者数 人	最 終 合格者数 人	最 終 競 争 率 倍	採用者数 人
A	約7人	156	90	57.7	46	8	11.3	8

B	約5人	32	27	84.4	16	6	4.5	6
合計		188	117	62.2	62	14	8.4	14

カ 身体障害者を対象とした職員採用試験

試験区分	採用予定 人員	申込者数 人	受験者数 人	受験率 %	合格者数 人	競争率 倍	採用者数 人
一般事務	1人	(5) 11	(5) 11	100.0	(1) 1	11.0	(1) 1

(2) 採用選考

ア 採用選考

(単位：人)

一般職員						警察官	
部局 職	知事 部局	教育 委員会	警 察 本 部	その他	計	職	
部長およびその相当職	4	-	-	-	4	警 視 (部長相当職)	1
次長およびその相当職	2	-	-	-	2	警 視 (課長相当職)	-
課長およびその相当職	6	3	2	-	11	警 部	13
課長補佐およびその相当職	12	4	-	-	16	警 部 補	1
副主幹およびその相当職	8	5	-	-	13	巡査部長	3
主事、技師およびその相当職	34	14	3	1	52	巡 査	2
技能労務職	-	-	-	-	-	計	20
計	66	26	5	1	98	合計(+)	118

(注) 併任、任命換えを含み、任命権者に委任しているものを除きます。

イ 上記のうち選考採用職種に係る選考の状況

(単位：人)

職 種	選考人員	合格者数	職 種	選考人員	合格者数
児童指導員	2	2	理学療法士	1	1
児童福祉司	1	1	作業療法士	1	1
保育士	1	1	保健師	2	2
神保健福祉士	4	4	文化財保護技術者	1	1

琵琶湖環境科学研究センターの の研究者	1	1	司書	1	1
工業技術センターの技師	1	1	運転免許試験員	1	1
医師	2	2	航空整備士	1	1
獣医師	4	4	科学捜査研究所の研究者	1	1
管理栄養士	1	1	医学物理士	1	1
			計	27	27

(注) 職員の任用に関する規則第7条第1号に掲げる職(副主幹およびこれに相当する職以上の職をいう。)に任用した者を含みます。

ウ 任命権者委任分

(単位：人)

職 種	選考人員	合格者数	職 種	選考人員	合格者数
医 師	15	15	看護師	88	80
臨床工学技士	6	4	言語聴覚士	4	2
診療放射線技師	27	2			
			計	140	103

(注) 職員の任用に関する規則第40条の規定に基づき病院事業庁長へ選考の権限を委任したものです。

(3) 昇任選考

(単位：人)

一般職員					
部 局	知 事 部 局	教 育 委 員 会	警 察 本 部	その他	計
部長およびその相当職	5	-	-	1	6
次長およびその相当職	13	2	1	1	17
課長およびその相当職	55	3	3	10	71
課長補佐およびその相当職	104	7	5	20	136
副主幹およびその相当職	77	20	7	26	130
計	254	32	16	58	360

警察官	
職	
警 視 (部長相当職)	5
警 視 (課長相当職)	21
警 部	10
警 部 補	5
巡查部長	-
計	41

合計 (+)	401
----------	-----

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告および勧告の状況

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員および民間企業従事者の給与の実態等を調査し、これらの調査結果や国家公務員の給与改定の動向等を考慮して、平成 21 年 10 月 14 日に県議会および知事に対して、次のとおり報告および勧告を行いました。

(1) 公民較差（新規採用者を除く。）

ア 公民較差

0.89% 3,527 円 [0.46% 1,849 円]

(参考) 人事院勧告 官民較差 0.22% 863 円

注 [] 内は、平成 20 年度から平成 22 年度までにおける職員の給与の特例に関する条例(以下「特例条例」という。)による給与の減額措置前の額(率)である。以下同じ。

イ 勧告における公民較差

勧告の基礎となる公民較差は、社会一般の情勢に適応した職員の本来あるべき給与水準を明らかにするため、特例条例による減額措置前の較差とする。[0.46% 1,849 円]

ウ 改定

0.47% 1,861 円 (内訳: 給料月額 706 円 住居手当 1,117 円 はね返し分(注) 38 円)

注 地域手当など給料の月額を算定基礎としている諸手当の額が減少することによる分

(参考) 現行平均給与月額 394,523 円 [399,899 円] (行政職、平均年齢 43.8 歳)

(2) 公民較差に基づく改定

ア 給料表 国に準じて引下げ改定(医療職給料表(1)については、人材確保の観点から改定なし)

初任給を中心とした若年層を除き、すべての給料月額を引下げ

イ 期末・勤勉手当 国に準じて改定

民間の支給割合(4.16 月)に見合うよう 0.35 月引下げ (年間支給月数 4.50 月 4.15 月)

(本年については、6 月期の凍結分(0.20 月)を引下げ分に充当し、12 月期を 0.15 月引下げ)

ウ 住居手当 引下げ改定

(ア) 持ち家に係る住居手当 月額 4,500 円 月額 2,200 円

(イ) 単身赴任者の持ち家に係る住居手当 月額 2,200 円 月額 1,100 円

エ 実施時期等

(ア) 条例の公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から実施

(イ) 本年 4 月からこの改定の実施の日の前日までの期間に係る公民較差相当分の調整については、特例条例による職員の給与の減額措置により、すでに解消されている状況にあると認められることから、国と同様の調整措置は不要

(3) その他

ア 人事評価制度の確立

引き続き、公正性や納得性の高い人事評価制度の確立に向けた取組みを進めることが必要

イ 教員給与の見直し

義務教育等教員特別手当の改定に当たっては他の都道府県の動向に留意することが必要

ウ 時間外勤務の縮減

(ア) 労働基準法の一部改正に伴い、時間外手当の支給割合の引上げ等について、所要の措置が必要

(イ) 引き続き、管理職をはじめ職員一人ひとりの強い自覚のもと、目に見える縮減に向けて、全職員が一丸となって取り組むことが必要

エ メンタルヘルス対策の充実

総合的かつ体系的なメンタルヘルス対策の一層の充実に努めることが必要

オ 人材育成の推進

自律型人材育成制度については、試行等を通じて運用上の問題点の検証を行いつつ、組織全体で実効ある取組を行うことが必要

カ 男女共同参画・仕事と生活の調和の推進

(ア)引き続き、仕事と生活の調和を図り得るような勤務環境の整備を進めていくことが必要

(イ)女性職員の登用や職域の拡大にも引き続き努めることが必要

キ 高齢期の雇用問題

国の動向に留意することが必要

3 勤務条件に関する措置の要求および不利益処分に関する不服申立ての状況

平成 21 年度における勤務条件に関する措置の要求および不利益処分に関する不服申立ての状況は、次のとおりです（件数には、地方公務員法第 7 条第 4 項の規定に基づく、一部事務組合の公平委員会の事務の受託に係るものを含まず。）。

(1) 措置の要求 該当事案なし。

(2) 不服申立て

区 分	平成 20 年度末 係 属 件 数	平 成 21 年 度			平成 21 年度末 係 属 件 数
		申立て件数	審理等回数	終結件数	
懲 戒 処 分	3 件	0 件	12 回	3 件	0 件